

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程の  
制定について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年12月27日付け全L協保安・業務G5第177号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和6年4月2日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 主な改正概要

##### ・ 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の間隙をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

##### ・ 火気等の制限

スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」には該当しないが、その取扱いには注意が必要な場合があるほか、別途、労働安全衛生法の適用を受けることに留意すること。

##### ・ 特定設備検査合格証の返納

紛失により返納ができない場合、特定設備検査合格証の再交付を受け、それを返納することを求めているが、返納義務自体がなくなるわけではないので、その後発見された場合には当然に返納しなければならない。

#### 概要等掲載URL

##### 【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/04/20240402\\_kouatsu\\_1.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240402_kouatsu_1.html)



##### 【意見募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595223072&Mode=1>



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年4月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和6年4月2日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）	1
○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）	5
○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）	8
○冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）	10
○特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）	12
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）	13

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	<b>一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20231212保局第1号 令和5年12月21日
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準
<b>15. 負圧を防止する措置</b> [略]	<b>15. 負圧を防止する措置</b> [略]
1. <u>可燃性ガス低温貯槽又は移動式圧縮水素スタンドの超低温容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（1.3にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</u> 1.1 圧力計 1.2 圧力警報設備 1.3 <u>その他</u> 1.3.1 真空安全弁 1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管） 1.3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備 1.3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備 2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、負圧を防止する措置が講じられた可燃性ガス低温貯槽とみなす。 2.1 <u>液化ガス又はボイロフガスの払出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないもの等当該可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下するおそれのないもの</u> 2.2 <u>内槽と外槽の間に高真空断熱法が施されているもの及び可燃性ガス低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの</u>	可燃性ガス低温貯槽又は移動式圧縮水素スタンドの超低温容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3. にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。 1. 圧力計 2. 圧力警報設備 3. <u>その他</u> 3.1 真空安全弁 3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管） 3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備 3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備
<b>52. エアゾールの製造</b>	<b>52. エアゾールの製造</b>
規則関係条項 第6条第2項第7号ホ・リ、第12条第2項第2号	規則関係条項 第6条第2項第7号ホ・ヌ、第12条第2項第2号
エアゾールの製造における防火上有効な措置及びエアゾールの充填された容器の漏えい確認は、次に掲げるものとする。 1. <u>エアゾールの製造において講ずべき防火上有効な措置とは、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室でエアゾールの製造を行い、かつ、当該室内での火気の取扱いを禁ずることとする。</u> 2. エアゾールの充填された容器は、その全数について、次に掲げるいずれかの方法により当該エアゾールの温度を48℃にした場合、当該エアゾールの漏えいがないことを確認すること。	エアゾールの製造は、次に掲げる基準により行うこと。 1. <u>エアゾールの製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁ずること。</u> 2. エアゾールの充填された容器は、その全数について、次に定める方法により当該エアゾールの温度を48℃にした場合、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

- 2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が 300cm<sup>3</sup> を超える容器にあつては 1 分 50 秒以上、内容積が 300cm<sup>3</sup> 以下の容器にあつては 1 分 30 秒以上水温 53℃以上 57℃未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法
- 2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が 300cm<sup>3</sup> を超える容器にあつては 2 分 30 秒以上、内容積が 300cm<sup>3</sup> 以下の容器にあつては 1 分 50 秒以上水温 53℃以上 57℃未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法
- 2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾールの温度を 48℃にした場合の容器内の圧力を計測し、その圧力となる浸漬時間及び恒温水槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件に基づき恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法

## 56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

[略]

圧縮水素スタンド、移動式圧縮水素スタンド及び第 8 条第 4 項第 2 号の 2 の移動式製造設備において、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置、保安物件に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 (2017)」(平成 29 年 12 月 22 日一般財団法人 石油エネルギー技術センター) に適合する措置が講じられていることをいう。

1. [略]
2. 1. の規定にかかわらず、高压ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が 4 m 以上である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ：12 cm 以上）、コンクリートブロック（厚さ：15 cm 以上）、鋼板（厚さ：3.2 mm 以上）、複合金属サイディング（厚さ：12 mm 以上）又は窯業系サイディング（厚さ：14 mm 以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐え、かつ、不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとする（ただし、複合金属サイディング又は窯業系サイディングによる障壁にあつては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該障壁が、高さ 2 m 以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。  
なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認される場合は、この限りでない。
3. ~6. [略]

## 76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

[略]

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]
2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。
  - 2.1 [略]
  - 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。
    - (1)・(2) [略]
    - (3) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

- 2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が 300cm<sup>3</sup> を超える容器にあつては 1 分 50 秒以上、内容積が 300cm<sup>3</sup> 以下の容器にあつては 1 分 30 秒以上水温 53℃以上 57℃未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。
  - 2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が 300cm<sup>3</sup> を超える容器にあつては 2 分 30 秒以上、内容積が 300cm<sup>3</sup> 以下の容器にあつては 1 分 50 秒以上水温 53℃以上 57℃未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。
- [新設]

## 56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

[略]

圧縮水素スタンド、移動式圧縮水素スタンド及び第 8 条第 4 項第 2 号の 2 の移動式製造設備において、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置、保安物件に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 (2017)」(平成 29 年 12 月 22 日一般財団法人 石油エネルギー技術センター) に適合する措置が講じられていることをいう。

1. [略]
- [新設]

2. ~5. [略]

## 76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

[略]

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]
2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。
  - 2.1 [略]
  - 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。
    - (1)・(2) [略]
    - (3) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイアロープ、荷締め器、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約 30 cm 以上の水平距離を保持するように積載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれか一の措置を講じた場合は、この限りでない。

イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷締機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約 30cm 以上であること。

ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後部に厚さ 5 mm 以上、幅 100mm 以上のバンパ（SS400 を使用したものであること。以下同じ。）を設けること。

ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ 100mm 以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。

ニ. 車両の側板の高さ（側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を 2 段に積み重ねた場合は、最上段にある 2 段目のものの高さをいう。以下同じ。）の 2/3 以上となる場合（図参照）であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約 30cm 以上であること。

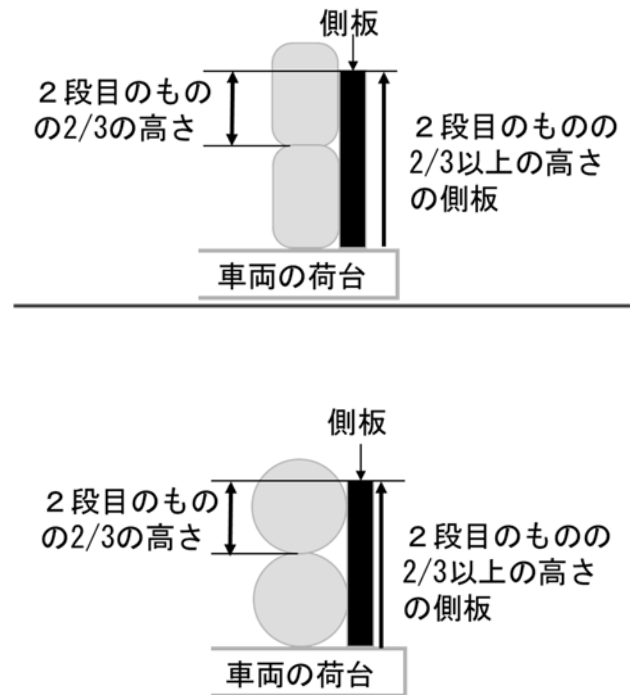


図 充填容器等を 2 段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図 上：縦積み、下：横積み）

ホ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの 2/3 以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ 5 mm 以上、幅 100mm 以上のバンパを設けること。

ヘ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの 2/3 以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ 100mm 以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。

備考 (1) ロープ等、木枠、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。

(2) 固縛・固定は、上記（1）を使用し、緩み等が生じないように確実に行わなければならない。大小の充填容器等を混載する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのない

[新設]

イ. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合であって、車両の後部に厚さ 5 mm 以上、幅 100mm 以上のバンパ（SS400 を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合

[新設]

ロ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの 2/3 以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を 2 段以上積み重ねた場合にあっては、その最上段のものの高さの 2/3 以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約 30cm 以上である場合

[新設]

ハ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの 2/3 以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ 5 mm 以上、幅 100mm 以上のバンパを設けた場合

ニ. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの 2/3 以上となる場合であって、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ 100mm 以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入し、確実に固定することができる場合

[新設]

いよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。

(3) 立積みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあつては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。

(4) 積載した充填容器等の後部と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実にを行う必要がある。

3. [略]

3. [略]

○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第4号 令和元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	<b>液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第4号 令和元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日
別添 液化石油ガス保安規則関係例示基準	別添 液化石油ガス保安規則関係例示基準
19. 負圧を防止する措置 [略]	19. 負圧を防止する措置 [略]
1. <u>低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（1.3にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</u> 1.1 圧力計 1.2 圧力警報設備 1.3 その他 1.3.1 真空安全弁 1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管） 1.3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備 1.3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備 2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるもの <del>に</del> あっては、負圧を防止する措置が講じられた低温貯槽とみなす。 2.1 液化ガス又はボイルオフガスの払出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないもの等当該低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下するおそれのないもの 2.2 内槽と外槽の間に高真空断熱法が施されているもの及び低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの	低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3. にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。 1. 圧力計 2. 圧力警報設備 3. その他 3.1 真空安全弁 3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管） 3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備 3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備
36. エアゾール等の製造	36. エアゾール等の製造
規則関係条項 第6条第2項第3号ハ・ト、第7条第2項	規則関係条項 第6条第2項第3号ハ・チ、第7条第2項
エアゾール等の製造における防火上有効な措置及びエアゾール等の充填された容器の漏えい確認は、次に掲げるものとする。 1. <u>エアゾール等の製造において講ずるべき防火上有効な措置とは、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室でエアゾール等の製造を行い、かつ、当該室内での火気の取扱いを禁じることとする。</u> 2. エアゾール等の充填された容器は、その全数について、次に掲げるいずれかの方法により当該エアゾール等の温度を48℃にした場合、当該エアゾール等の漏えいがないことを確認すること。 2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm <sup>3</sup> 以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上57℃未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法 2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が300cm <sup>3</sup> 以下の容器にあっては1分50秒以上水温53℃以上57℃未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法	エアゾール等の製造は、次に掲げる基準により行うこと。 1. <u>エアゾール等の製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁じること。</u> 2. エアゾール等の充填された容器は、その全数について、次に定める方法により当該エアゾール等の温度を48℃にした場合、当該エアゾール等が漏えいしないものであること。 2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm <sup>3</sup> 以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上57℃未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。 2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が300cm <sup>3</sup> 以下の容器にあっては1分50秒以上水温53℃以上57℃未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。



2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾール等の温度を48℃にした場合の容器内の圧力を計測し、その圧力となる浸漬時間及び恒温水槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件に基づき恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法

55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

[略]

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]
2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。
  - 2.1 [略]
  - 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。
    - (1) [略]
    - (2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。
      - イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷締め機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。
      - ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けること。
      - ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。
    - ニ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。

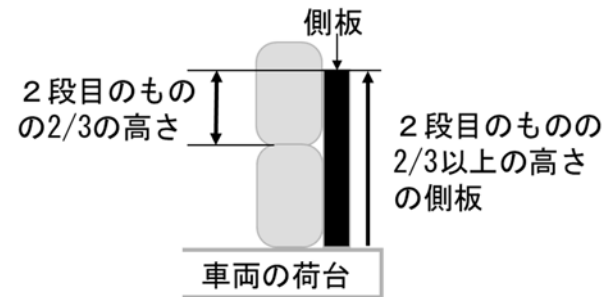


図 充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）

- ホ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けること。
- ヘ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部

[新設]

55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

[略]

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]
2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。
  - 2.1 [略]
  - 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。
    - (1) [略]
    - (2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイヤロープ、荷締め器、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれか一の措置を講じた場合は、この限りでない。

[新設]

- イ. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合であって、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合

[新設]

- ロ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を2段以上積み重ねた場合にあっては、その最上段のものの高さの2/3以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上である場合

[新設]

- ハ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けた場合
- ニ. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入し、確実に固定することが

<p>の側板との間に厚さ 100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。</p> <p>備考 (1) <u>ロープ等、木枠、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>固縛・固定は、上記（1）を使用し、緩み等が生じないように確実に行わなければならない、大小の充填容器等を混載する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。</u></p> <p>(3) <u>立積みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあっては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。</u></p> <p>(4) <u>積載した充填容器等の後部と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実にを行う必要がある。</u></p> <p>3. [略]</p>	<p>できる場合</p> <p>[新設]</p> <p>3. [略]</p>
--	--

○コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<b>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改定 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	<b>コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日 改定 20201102保局第1号 令和2年11月 4日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20231212保局第1号 令和5年12月21日
別添 コンビナート等保安規則関係例示基準	別添 コンビナート等保安規則関係例示基準
<b>18. 負圧を防止する措置</b> [略]	<b>18. 負圧を防止する措置</b> [略]
<u>1. 可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（1.3にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</u> <u>1.1 圧力計</u> <u>1.2 圧力警報設備</u> <u>1.3 その他</u> <u>1.3.1 真空安全弁</u> <u>1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）</u> <u>1.3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備</u> <u>1.3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備</u> <u>2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、負圧を防止する措置が講じられた可燃性ガス低温貯槽とみなす。</u> <u>2.1 液化ガス又はボイロフガスの払出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないもの等当該可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下するおそれのないもの</u> <u>2.2 内槽と外槽の間に高真空断熱法が施されているもの及び可燃性ガス低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの</u>	<u>可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3. にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</u> <u>1. 圧力計</u> <u>2. 圧力警報設備</u> <u>3. その他</u> <u>3.1 真空安全弁</u> <u>3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）</u> <u>3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備</u> <u>3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備</u>
56. エアゾールの製造	56. エアゾールの製造
規則関係条項 第5条第2項第4号ホ・リ	規則関係条項 第5条第2項第4号ホ・ヌ
<u>エアゾールの製造における防火上有効な措置及びエアゾールの充填された容器の漏えい確認は、次に掲げるものとする。</u> <u>1. エアゾールの製造において講ずべき防火上有効な措置とは、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室でエアゾールの製造を行い、かつ、当該室内での火気の取扱いを禁ずることとする。</u> <u>2. エアゾールの充填された容器は、その全数について、次に掲げるいずれかの方法により当該エアゾールの温度を48℃にした場合、当該エアゾールの漏えいがないことを確認すること。</u> <u>2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上57℃未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</u>	<u>エアゾールの製造は、次に掲げる基準により行うこと。</u> <u>1. エアゾールの製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁ずること。</u> <u>2. エアゾールの充填された容器は、その全数について、次に定める方法により当該エアゾールの温度を48℃にした場合、当該エアゾールが漏えいしないものであること。</u> <u>2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上57℃未満のペルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。</u>

2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が $300\text{cm}^3$ を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が $300\text{cm}^3$ 以下の容器にあっては1分50秒以上水温 $53^\circ\text{C}$ 以上 $57^\circ\text{C}$ 未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法

2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾールの温度を $48^\circ\text{C}$ にした場合の容器内の圧力を計測し、その圧力となる浸漬時間及び恒温水槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件に基づき恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法

### 63 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド)

[略]

圧縮水素スタンドにおいて、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 (2017)」(平成 29 年 12 月 22 日一般財団法人 石油エネルギー技術センター)に適合する措置が講じられていることをいう。

1. [略]

2. 1. の規定にかかわらず、高圧ガス設備（液化水素が通る部分を除く。）と障壁の間の距離が $4\text{m}$ 以上である場合、当該障壁は、鉄筋コンクリート（厚さ： $12\text{cm}$ 以上）、コンクリートブロック（厚さ： $15\text{cm}$ 以上）、鋼板（厚さ： $3.2\text{mm}$ 以上）、複合金属サイディング（厚さ： $12\text{mm}$ 以上）又は窯業系サイディング（厚さ： $14\text{mm}$ 以上）によるものであって、堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発による衝撃等に十分耐え、かつ、不燃材料又は耐火構造の開口部のないものとすることができる（ただし、複合金属サイディング又は窯業系サイディングによる障壁にあっては、適切な補助鋼材により支持されたものであること。）。また、当該障壁が、高さ $2\text{m}$ 以上のものであって防火構造を有する場合は、防火壁として扱って差し支えない。

なお、上記括弧内の厚さは判断を容易にするためのものであって、構造計算書において厚さの妥当性が確認される場合は、この限りでない。

3. ~6. [略]

2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が $300\text{cm}^3$ を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が $300\text{cm}^3$ 以下の容器にあっては1分50秒以上水温 $53^\circ\text{C}$ 以上 $57^\circ\text{C}$ 未満のベルトコンベア方式の温水試験機に当該容器を浸漬させる。

[新設]

### 63 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド)

[略]

圧縮水素スタンドにおいて、敷地境界に対し所定の距離を有することと同等以上の措置又はディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し所定の距離を有することと同等以上の措置は、次に掲げる基準に適合する障壁を設置すること、又は「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 (2017)」(平成 29 年 12 月 22 日一般財団法人 石油エネルギー技術センター)に適合する措置が講じられていることをいう。

1. [略]

[新設]

2. ~5. [略]

○冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p><b>冷凍保安規則の機能性基準の運用について</b></p> <p>制定 20190606保局第6号 令和元年 6月14日                      改正 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日</p>	<p><b>冷凍保安規則の機能性基準の運用について</b></p> <p>制定 20190606保局第6号 令和元年 6月14日</p>
別添 冷凍保安規則関係例示基準	別添 冷凍保安規則関係例示基準
<p>17の2. 燃焼を防止する措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>規則関係条項 第15条第2号</p> </div>	<p>17の2. 燃焼を防止する措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>規則関係条項 第15条第2号</p> </div>
<p>特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備において冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置は、「特定不活性ガスを使用した冷媒設備の冷媒ガスが漏えいしたときの燃焼を防止するための適切な措置を「JRA GL-20:2022」（令和4年5月23日 一般社団法人日本冷凍空調工業会）（以下「JRA GL-20」という。）に規定する次のいずれかに掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>なお、(2)から(4)までに掲げる基準による場合は、JRA GL-20に規定する検知警報設備とその設置場所の基準によるものとする。</p>	<p>特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備において冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置は、「特定不活性ガスを使用した冷媒設備の冷媒ガスが漏えいしたときの燃焼を防止するための適切な措置を「JRA GL-20:2016」（平成28年9月26日 一般社団法人日本冷凍空調工業会）（以下「JRA GL-20」という。）に規定する次のいずれかに掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>なお、(2)から(4)までに掲げる基準による場合は、JRA GL-20に規定する検知警報設備とその設置場所の基準によるものとする。</p>
<p>20. 冷媒設備に用いる材料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>規則関係条項 第64条第1号、第4号</p> </div>	<p>20. 冷媒設備に用いる材料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>規則関係条項 第64条第1号、第4号</p> </div>
<p>（材料一般）</p> <p>20.1 冷媒設備に用いる材料は、次の各号による。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>〔炭素鋼鋼材及び低合金鋼鋼材〕～〔(鑄鋼品及び鑄鉄品)〕 [略]</p> <p>〔銅又は銅合金〕</p> <p>〔展伸材〕</p> <p>JIS H 3100(2000)銅及び銅合金の板及び条</p> <p>JIS H 3250(2021)銅及び銅合金の棒</p> <p>JIS H 3300(2009)銅及び銅合金の継目無管</p> <p>JIS H 3320(1992)銅及び銅合金溶接管</p> <p>〔鑄造品〕 [略]</p> <p>〔(アルミニウム及びアルミニウム合金)〕 [略]</p> <p>20.2～20.9 [略]</p>	<p>（材料一般）</p> <p>20.1 冷媒設備に用いる材料は、次の各号による。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>〔炭素鋼鋼材及び低合金鋼鋼材〕～〔(鑄鋼品及び鑄鉄品)〕 [略]</p> <p>〔銅又は銅合金〕</p> <p>〔展伸材〕</p> <p>JIS H 3100(2000)銅及び銅合金の板及び条</p> <p>JIS H 3250(2000)銅及び銅合金棒</p> <p>JIS H 3300(2009)銅及び銅合金の継目無管</p> <p>JIS H 3320(1992)銅及び銅合金溶接管</p> <p>〔鑄造品〕 [略]</p> <p>〔(アルミニウム及びアルミニウム合金)〕 [略]</p> <p>20.2～20.9 [略]</p>
<p>別表第4 銅及び銅合金の許容引張応力</p> <p>[展伸材]</p>	<p>別表第4 銅及び銅合金の許容引張応力</p> <p>[展伸材]</p>

規格名称	記号	質別	最小引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	注	各温度における許容引張応力 (N/mm <sup>2</sup> )																		
					温度 -269	-196	-100	-80	-60	-45	-30	-10	0	40	75	100	125	150	175	200	225 ~ 500		
銅及び銅合金 の棒 JIS H 3250 (2021)	C3601BD	O	295 (径6.0mm以上75mm以下)	—	—	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	69	68	68	37	18	—		
	C3602BE C3602BD	F	315 (径6.0mm以上75mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	71	68	37	18	—	
	C3603BD	O	315 (径6.0mm以上75mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	71	68	37	18	—	
	C3604BE C3604BD	F	335 (径6.0mm以上75mm以下)	—	—	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	71	68	37	18	—	
	C3712BE C3712BD	F	315 (径6.0mm以上)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	73	73	42	33	—	
	C3771BE C3771BD	F	315 (径6.0mm以上)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	73	73	42	33	—	
	C6801BD	F	315 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C6802BD	F	315 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C6803BD	F	315 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C6804BD	F	315 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C6810BD	F	335 (径6.0mm以上75mm以下)	—	—	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
	C6820BD	F	360 (径6.0mm以上80mm以下)	—	—	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	89	84	79	79	79	79
	C6931BD	F	450 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
	C6932BD	F	450 (径1.0mm以上110mm以下)	—	—	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113

規格名称	記号	質別	最小引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	注	各温度における許容引張応力 (N/mm <sup>2</sup> )																	
					温度 -269	-196	-100	-80	-60	-45	-30	-10	0	40	75	100	125	150	175	200	225 ~ 500	
銅及び銅合金 の棒 JIS H 3250 (2000)	C3601BD	O	295 (径6mm以上75mm以下)	—	—	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
	C3602BE C3602BD	F	315 (径6mm以上75mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C3603BD	O	315 (径6mm以上75mm以下)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C3604BE C3604BD	F	335 (径6mm以上75mm以下)	—	—	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
	C3712BE C3712BD	F	315 (径6mm以上)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	C3771BE C3771BD	F	315 (径6mm以上)	—	—	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
			[新設]																			

○特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<b>特定設備検査規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第9号 令和元年 6月14日 改正 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	<b>特定設備検査規則の機能性基準の運用について</b> 制定 20190606保局第9号 令和元年 6月14日
別添7 第二種特定設備の技術基準の解釈  （適用範囲） 第1条 この第二種特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「省令」という。）第8条及び第9条に定める <u>技術的内容のうち第二種特定設備</u> についてできる限り具体的に示すものである。	別添7 第二種特定設備の技術基準の解釈  （適用範囲） 第1条 この第二種特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「省令」という。）第8条及び第9条に定める <u>技術的内容のうち設計圧力が20MPa以下の第二種特定設備（ただし、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドの第二種特定設備については設計圧力が20MPaを超えるものを含む。）</u> についてできる限り具体的に示すものである。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b>
制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日 20240319保局第1号 令和6年 4月 2日	制定 20200715保局第1号 令和2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和2年10月30日 20201022保局第1号 令和2年11月 9日 20210201保局第1号 令和3年 2月22日 20210224保局第1号 令和3年 3月 2日 20210308保局第2号 令和3年 3月29日 20210324保局第2号 令和3年 3月30日 20210407保局第2号 令和3年 4月23日 20210407保局第3号 令和3年 5月18日 21211020保局第1号 令和3年10月20日 20220720保局第2号 令和4年 8月 1日 20231212保局第1号 令和5年12月21日
<p><b>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</b></p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p><u>また、「法第5条第1項第1号の設備の処理容積」について、許可は事業所ごとに行われるものであることから、基本、当該設備とは事業所内の全ての設備のことであり、当該処理容積とはその全ての設備を総合した能力となるが、「その他設備の外的条件による制約とは無関係」について、当該設備同士において、個々の設備の能力の違いによって生ずる制約まで無関係にするとする意でないことは、従前のおりである。</u></p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する）。</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ） [略]</p> <p>（ロ） 付属冷凍は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理能力計算の例により<u>原則合算</u>するものとする。</p> <p>（ハ）・（ニ） [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>（6）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。</p> <p><u>ただし、次に掲げるものは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p><u>（イ）高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成すること。</u></p>	<p><b>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</b></p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1）法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高圧ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する）。</p> <p>① [略]</p> <p>② 計算について</p> <p>（イ） [略]</p> <p>（ロ） 付属冷凍は、圧縮機、蒸発器、凝縮器等の高圧ガス処理能力計算の例により<u>合算</u>するものとする。</p> <p>（ハ）・（ニ） [略]</p> <p>（2）～（5） [略]</p> <p>（6）処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。</p> <p><u>ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p><u>また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。</u></p> <p>[新設]</p>



(ロ) 樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該高圧ガスを充填すること。

(ハ) リポソームの粒子径調整のための装置（当該調整後のリポソームの取り出し口が開放された状態で使用されるものに限る。）内に、当該調整のための不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）を、充填容器等から気化し、又は減圧し、供給すること。

(7)～(11) [略]

#### 第37条関係（火気等の制限）

第1項について、同項中の「火気」とは、たばこの火、自動車のエンジン火花、電気火花等の裸火又は火花をいい、第一種製造者等が「指定する場所」において、これらを取り扱う行為を厳に禁止するものである。そのため、第一種製造者等自らが、作業のために必要とする火気の使用までも禁止してはならず、火気の使用に十分に注意するとともに、必要に応じ、着火源とならないよう措置を講ずるなど危害が発生するおそれのない状況にした上で使用することは可能である。

なお、スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」には該当しないが、その取扱いは注意が必要な場合があるほか、別途、労働安全衛生法の適用を受けることに留意すること。

#### 第56条の4関係（特定設備検査合格証の交付）

第3項について、特定設備検査合格証の再交付を規定するものであるが、特定設備検査合格証を紛失した場合、再交付を受けなければならないとするものではないので、その必要性に応じて判断すればよい。

また、「特定設備検査合格証の交付を受けている者」とは、第1項により交付を受けた者のみならず、その者から特定設備とともに譲り受けた者等も含まれるが、その譲り受けた者等が再交付の申請を行う場合には、特定設備検査合格証自体に名称等がなく、かつ、特定設備検査合格証の交付をした者との間に直接的な関係がないため、交付を受けた者の同意又は特定設備の正当な所有者であることの証明が必要となることに留意すること。

#### 第56条の6関係（特定設備検査合格証の返納）

本規定は、特定設備検査合格証がその証明する特定設備と一体として存在することによって、始めてその意義を有し、特定設備が特定設備としての性能を失った場合若しくは存在しなくなった場合又は合格証が二重に交付されていることになる場合には不必要となるため、その交付をした者に返納すべきことを義務付けるものである。なお、紛失により返納ができない場合、特定設備検査合格証の再交付を受け、それを返納することを求めているが、返納義務自体がなくなるわけではないので、その後発見された場合には当然に返納しなければならない。

また、特定設備検査合格証の交付をした者は、不必要となったものに係る情報を抹消する必要があり、当該手続きの正当性を確保するため、合格証を返納できない者にとっては、その交付をした者に対し、紛失した特定設備検査合格証に係る情報を特定するために必要な情報（例えば、発行番号、検査を受けた者の名称、製造者の名称、特定設備の区分、種別等）を含め、その旨を通知することとする。

「特定設備検査合格証の交付を受けている者」は法第56条の4関係と同様であり、返納又は紛失に係る通知を行う者が第56条の4第1項により交付を受けた者以外である場合には、交付を受けた者の同意又は特定設備の正当な所有者であることの証明が必要となることに留意すること。

## (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

### 第2条関係

#### いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍（次図（イ）から（ホ）までにおける※印をした冷凍設備）は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理能力といわゆる付属冷凍の処理能力とを合算するものとする。ただし、第7条の3関係2.（第7条の4関係（1）及び第8条の2関係（1）と同様に運用する場合を含む。）に該当するものにおいては、本規則の適用を受けるが、その処理能力は高圧ガスの製造設備の処理能力に合算することを要しない。（次図（イ）から（ホ）において「液化石油ガス」とは液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスをい

[新設]

[新設]

(7)～(11) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

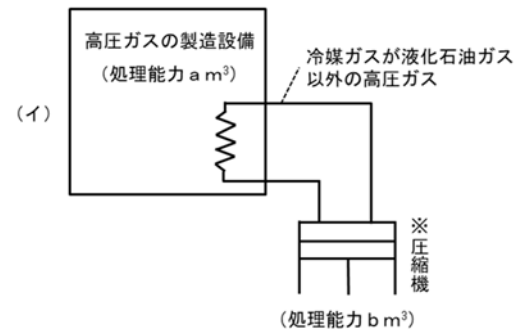
## (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

### 第2条関係

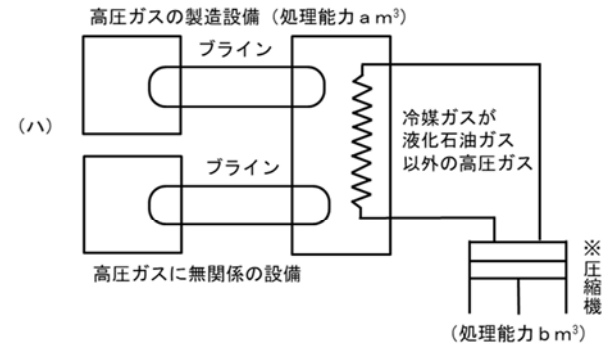
#### いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍（次図（イ）から（ホ）までにおける※印をした冷凍設備）は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理能力といわゆる付属冷凍の処理能力とを合算するものとする。（次図（イ）から（ホ）において「液化石油ガス」とは液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスをいう。）

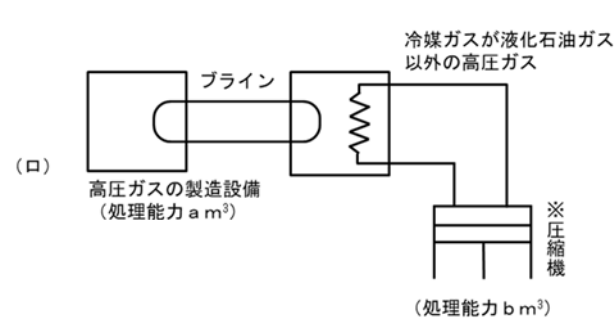
う。)



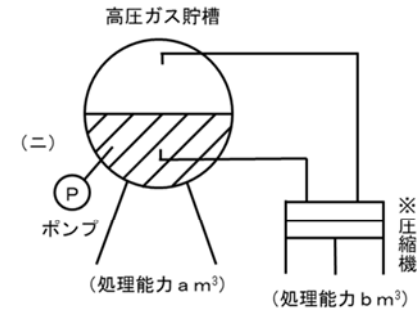
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



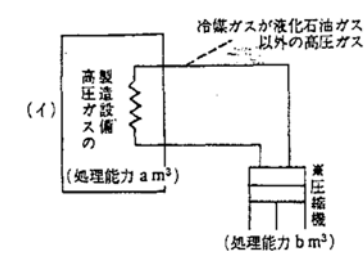
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



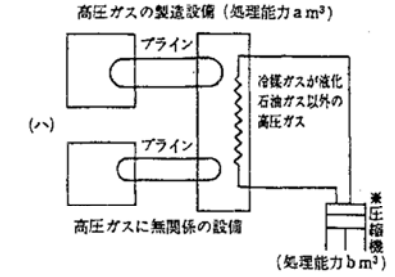
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



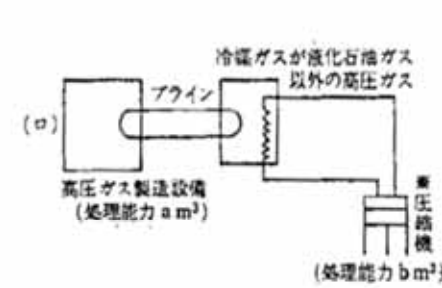
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の製造設備の処理能力 (a + b m³) に対応する距離をとること。



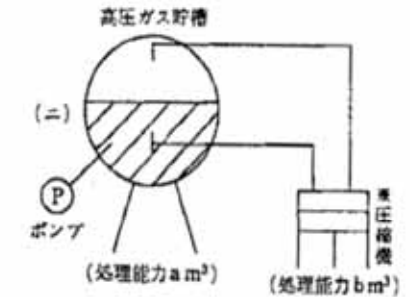
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



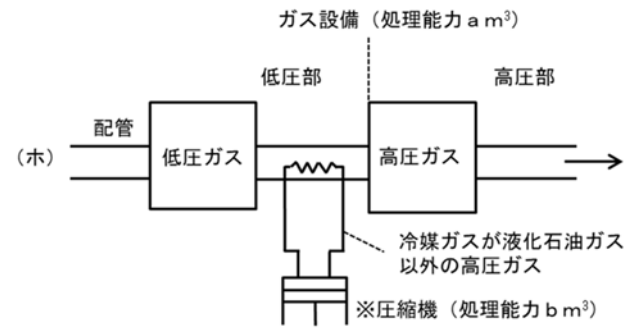
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



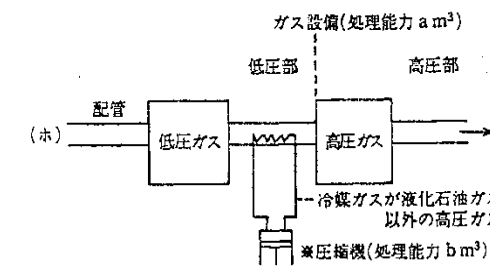
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の製造設備の処理能力 (a + b m³) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 (b m³) に対応する距離をとること。

第6条関係

1. ~ 16. [略]

17. 第2項第8号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハ中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

第6条関係

1. ~ 16. [略]

17. 第2項第8号関係

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハ中「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

二中「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度（・・・）以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による充填容器等の温度上昇を防ぐため、屋根、障壁若しくは散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることという。

#### 第7条の3関係

1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（イ）の※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒の範囲（第2項第2号の2ただし書に該当する「冷凍設備」に限る。）並びに図（ロ）及び（ハ）の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。なお、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、2. の場合を除き、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

2. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、冷凍保安規則第15条第1項を準用することとする。なお、この場合、当該冷凍設備は、冷凍保安規則第15条の適用を受ける冷凍事業所と同様の扱いとする。

(1) 製造設備について、一般高圧ガス保安規則関係例示基準「55の2. 過充填防止のための措置」が講じられた充填設備であって、同例示基準「59の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置」に従って充填が行われるものであること。

(2) 冷凍設備について、1日の冷凍能力が20トン未満の冷凍設備であって、不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）を冷媒ガスとするもの（ラインによって冷却するものに限る。）であること。

3.・4. [略]

5. 第3項第1号により、適合することが求められている第6条第2項第8号ホ中「温度40度（・・・）以下に保つこと」については、第6条関係17. 第2項第8号関係と同様に運用する。なお、散水装置の設置は、選択肢の一つであって、圧縮水素スタンドの容器置場であることをもって、必ずしも必要とするものではない。

6. [略]

#### 第7条の4関係、

(1) 第1項並びに第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」及び「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」は、第7条の3関係1. 及び2. と同様に運用する。

(2)～(4) [略]

(5) 第3項第1号により、適合することが求められている第6条第2項第8号ホ中「温度40度（・・・）以下に保つこと」については、第6条関係17. 第2項第8号関係と同様に運用する。なお、散水装置の設置は、選択肢の一つであって、水素スタンドの容器置場であることをもって、必ずしも必要とするものではない。

#### 第8条の2関係

(1) 第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」及び「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」は、第7条の3関係1.（第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（イ）の場合を除く。）及び2. と同様に運用する。

[削る]

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

二中「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

#### 第7条の3関係

1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（ロ）及び（ハ）の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。ただし、第2項第2号の2ただし書き中「冷凍設備」は、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（イ）から（ハ）に示すものであり、※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒又はラインの第一継手の範囲をいい、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

[新設]

2.・3. [略]

4. 第3項第1号により、適合することが求められている第6条第2項第8号ホ中「温度40度・・・」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることという。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. [略]

#### 第7条の4関係

[新設]

(1)～(3) [略]

[新設]

#### 第8条の2関係

(1) 第1項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（ロ）及び（ハ）の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

① 第1項中の第6条第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用

[削る]  
[削る]  
[削る]

(2) [略]

#### 第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 39 条関係

本条第 1 項第 2 号に規定する「在宅酸素療法の液化酸素」であって、法第 20 条の 5 第 1 項に基づき、本条第 2 項に規定する販売業者等がその購入する者等に周知しなければならない基本的事項は、「JMG-HOT0001」(一般社団法人日本産業・医療ガス協会、令和 4 年 4 月 1 日制定)によるものとする。なお、これに伴い「在宅酸素療法用酸素及び装置取扱安全基準」(平成元年 11 月 8 日付け元保安第 69 号)は廃止する。

#### 第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO804 (2022) ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKSO805 (2022) フレキシブルチューブの基準に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第 66 条第 1 項第 15 号に規定する製造施設によって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の 1 と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2 以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提であることに留意すること)。

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

##### 第 2 条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。

する。

- ② 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 13 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号ロを準用する。
- ③ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 14 号については、冷凍保安規則第 64 条第 1 号イを準用する。
- ④ 第 1 項中の第 6 条第 1 項第 19 号については、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号を準用する。

(2) [略]

#### 第 28 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

[新設]

#### 第 57 条関係

第 1 項第 1 号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKSO803 (2014) 可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第 78 条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち 2 以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の 1 と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

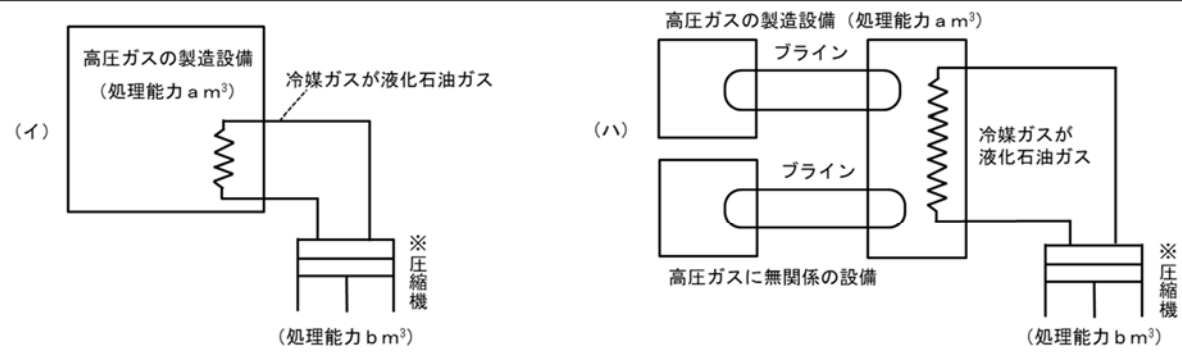
なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

##### 第 2 条関係

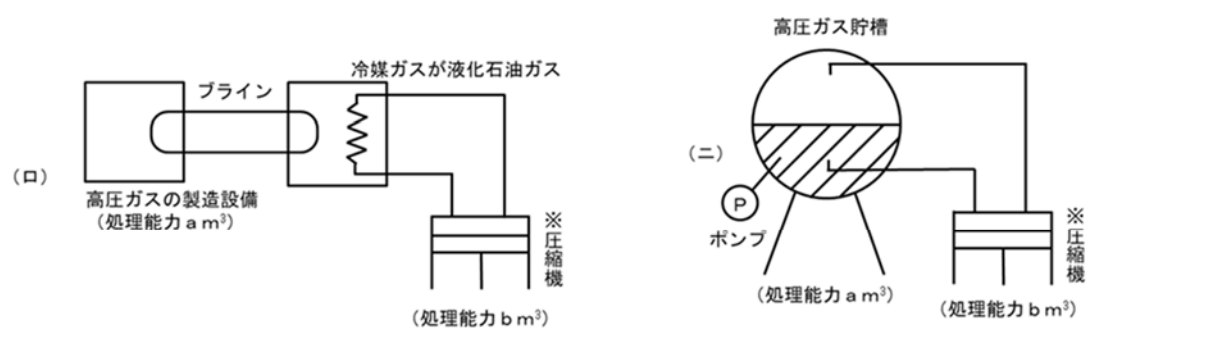
いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍(次図(イ)から(ホ)までにおける※印をした冷凍設備)は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理容積といわゆる付属冷凍の処理容積とを合算するものとする。



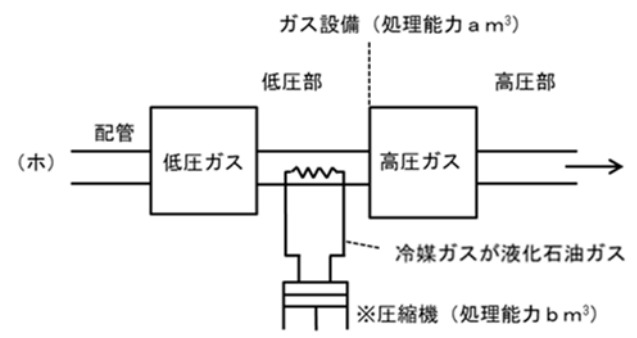
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の製造設備の処理能力 ( $a + b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

第6条関係

1. ~ 14. [略]
15. 第2項第7号関係
 

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

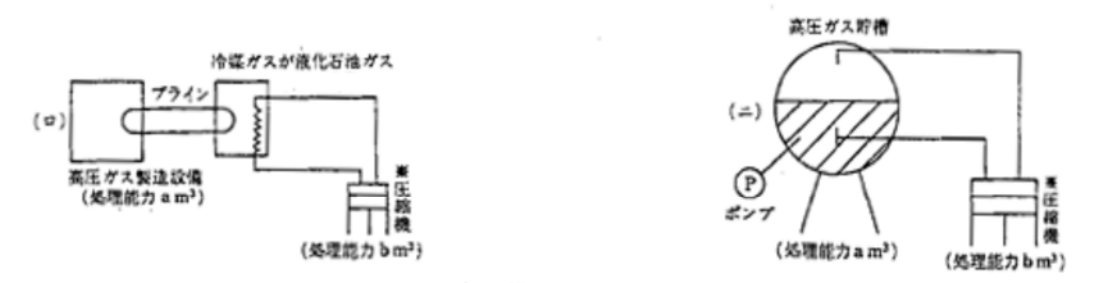
「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高压ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えな



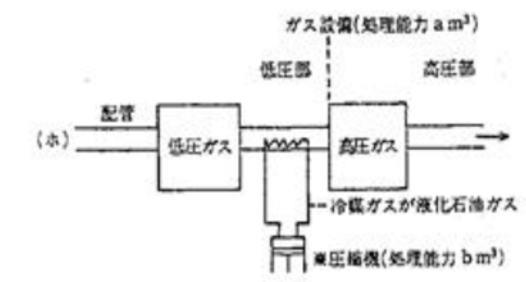
備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の製造設備の処理能力 ( $a + b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力 ( $b \text{ m}^3$ ) に対応する距離をとること。

第6条関係

1. ~ 14. [略]
15. 第2項第7号関係
 

出荷のため、一時的に置く容器もイの規定により、容器置場に置かなければならないことは当然である。

「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計等をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高压ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えな

い。  
「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。  
「温度40度（・・・）以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による充填容器等の温度上昇を防ぐため、屋根、障壁若しくは散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることという。

16. [略]

第29条関係

第1項第1号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0804（2022）ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKS0805（2022）フレキシブルチューブの基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第55条関係

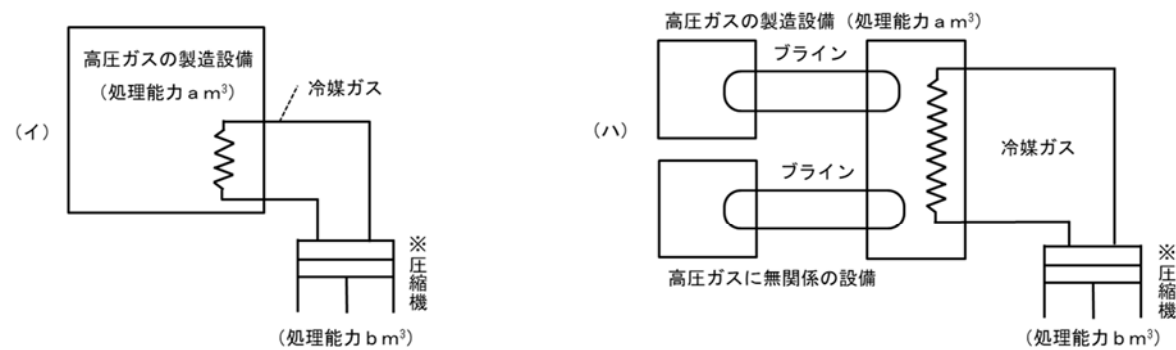
第1項第1号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0804（2022）ペローズ形伸縮管継手の基準又はKHKS0805（2022）フレキシブルチューブの基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

（4）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍（次図（イ）から（ホ）までにおける※印をした冷凍設備）は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理能力といわゆる付属冷凍の処理能力とを合算するものとする。ただし、第7条の3関係2. に該当するものにあつては、本規則の適用を受けるが、その処理能力は高圧ガスの製造設備の処理能力に合算することを要しない。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力（ $b\text{ m}^3$ ）に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力（ $b\text{ m}^3$ ）に対応する距離をとること。

い。  
「引火性又は発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。  
「温度40度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じることという。

16. [略]

第29条関係

第1項第1号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803（2014）可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第55条関係

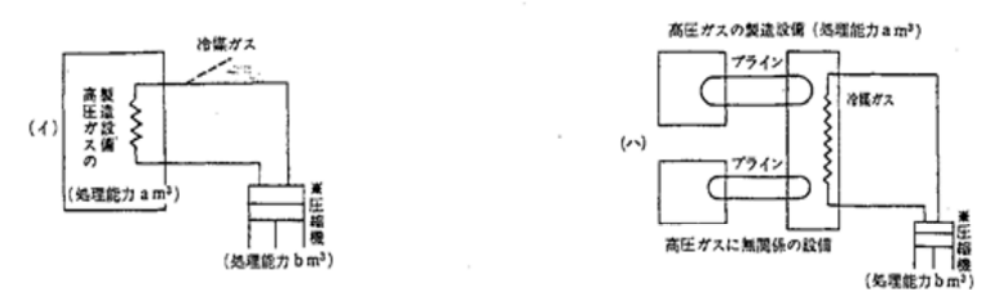
第1項第1号中「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHKS0803（2014）可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

（4）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

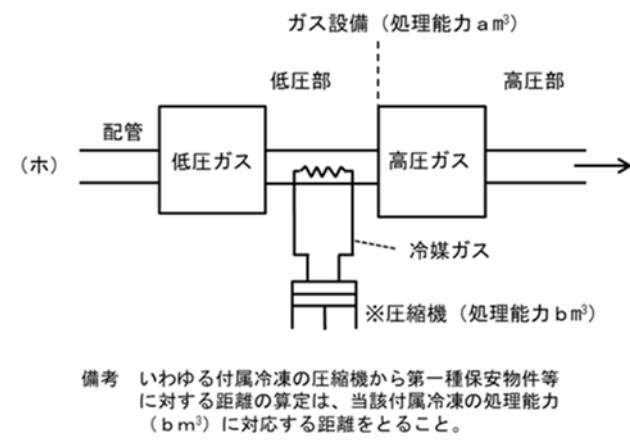
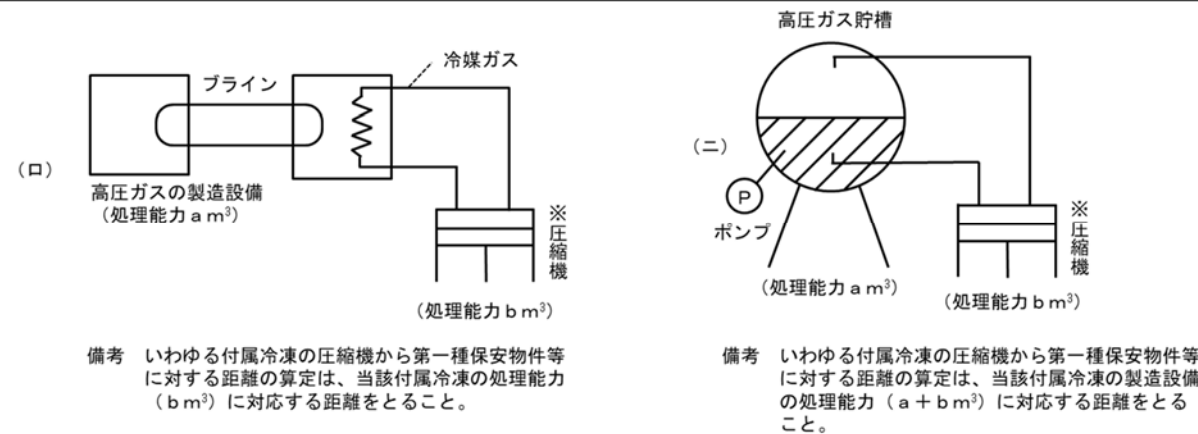
いわゆる付属冷凍について

いわゆる付属冷凍（次図（イ）から（ホ）までにおける※印をした冷凍設備）は、本規則の適用を受け、許可の対象となるか否か及び手数料については高圧ガスの製造設備の処理能力といわゆる付属冷凍の処理能力とを合算するものとする。



備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力（ $b\text{ m}^3$ ）に対応する距離をとること。

備考 いわゆる付属冷凍の圧縮機から第一種保安物件等に対する距離の算定は、当該付属冷凍の処理能力（ $b\text{ m}^3$ ）に対応する距離をとること。



第5条関係

1. ～22. [略]

23. 第2項第8号関係

イの規定により、出荷のため一時的に置く容器も容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハの「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

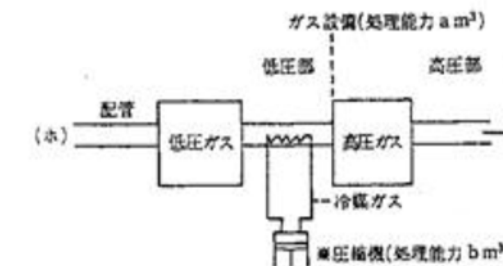
二中「引火性若しくは発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度 40 度（・・・）以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による充填容器等の温度上昇を防ぐため、屋根、障壁若しくは散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じること

第7条の3関係

1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（イ）の※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒の範囲（第2項第2号の2ただし書に該当する「冷凍設備」に限る。）並びに図（ロ）及び（ハ）の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。なお、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、2. の場合を除き、次のとおりとする。

(1) ～ (4) [略]



第5条関係

1. ～22. [略]

23. 第2項第8号関係

イの規定により、出荷のため一時的に置く容器も容器置場に置かなければならないことは当然である。

ハの「計量器等作業に必要な物」とは、具体的には計量器、転倒防止装置、工具、消火設備、気密試験設備、塗装用設備（塗料を除く。）、温度計をいう。

なお、容器置場に作業に必要な物以外の物を置けないのは容器が搬入されている時であり、容器が搬入されていない場合に、高圧ガスに関係のない一般の貨物を貯蔵することは差し支えない。

二中「引火性若しくは発火性の物」には、例えば、石油類を含み、薪炭類は含まない。

ホ中「温度 40 度以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること

第7条の3関係

1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（ロ）及び（ハ）の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。ただし、第2項第2号の2ただし書き中「冷凍設備」は、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図（イ）から（ハ）に示すものであり、※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒又はラインの第一継手の範囲をいい、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

(1) ～ (4) [略]



2. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、冷凍保安規則第15条第1項を準用することとする。なお、この場合、当該冷凍設備は、冷凍保安規則第15条の適用を受ける冷凍事業所と同様の扱いとする。

(1) 製造設備について、コンビナート等保安規則関係例示基準「62の2. 過充填防止のための措置」が講じられた充填設備であって、同例示基準「66の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置」に従って充填が行われるものであること。

(2) 冷凍設備について、1日の冷凍能力が20トン未満の冷凍設備であって、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)を冷媒ガスとするもの(ブラインによって冷却するものに限る。)であること。

3.・4. [略]

5. 第3項第1号により、適合することが求められている第5条第2項第8号中「温度40度(・・・)以下に保つこと」については、第5条関係23. 第2項第8号関係と同様に運用する。なお、散水装置の設置は選択肢の一つであって、圧縮水素スタンドの容器置場であることをもって、必ずしも必要とするものではない。

6. [略]

#### 第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

ただし、第25条第1項第15号に規定する製造施設のみによって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあっては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の1と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする(兼務する事業所の数にあっては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提となることに留意すること。)

#### (8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第6号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器(例えば蓄圧機の本体内と一体となっているオイルセパレータ等)をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器(圧力だめ、冷却器を含む。)は含まれないものとする。

(4) 第7号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第8号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ(フィルターを含む。以下同じ。)をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径(D)が320mm(呼び径12B相当)以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径(d)との比(D/d)が2.0以下のものとする。

[新設]

2.・3. [略]

4. 第3項第1号により、適合することが求められている第5条第2項第8号中「温度40度(・・・)」については、例えば、直射日光、暖房等による温度上昇を防ぐため、屋根、障壁、散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることを行う。なお、水素スタンドの容器置場において必ずしも散水装置の設置を義務付けているものではない。

5. [略]

#### 第33条関係

代理者については、本条各号に掲げる要件に該当する者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼務しても差し支えない。

さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務してもよい。また、交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者となることは差し支えない。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事している者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

#### (8) 特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

(1)・(2) [略]

(3) 第5号中「ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器」とは、ポンプ、圧縮機、膨張タービン、蓄圧機等の本体及びこれらの本体と一体となっている容器(例えば蓄圧機の本体内と一体となっているオイルセパレータ等)をいい、本体と配管で接続又は本体と直接フランジで接続される容器(圧力だめ、冷却器を含む。)は含まれないものとする。

(4) 第6号中「その他の緩衝装置」とは、ドア、ブレーキ等の緩衝装置をいう。

(5) 第7号中「流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器」とは、流量計、液面計、分析計等の専ら計測に用いられる機器本体及びこれらを構成する容器並びに鑄鍛造構造又は溶接構造のストレーナ(フィルターを含む。以下同じ。)をいう。ただし、溶接構造のストレーナにあっては、本体胴部の外径(D)が320mm(呼び径12B相当)以下のものとし、かつ、配管に接続される管台の呼び径(d)との比(D/d)が2.0以下のものとする。



(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

第6条関係

第3号は、温度計の精度について規定しているものであり、「1年ごとに計量法（・・・）第144条第1項の登録事業者が同法第134条第2項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第104条第2項の規定により基準器検査規則（・・・）で定められた温度計であって当該温度計と同じ種類の温度基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている温度計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該温度計の一目量以内であることを規定している。なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている温度計の精度確認の周期を意味するものではない。

第7条関係

第3号は、圧力計の精度について規定しているものであり、「1年ごとに計量法第144条第1項の登録事業者が同法第135条第1項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第104条第2項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の一目量以内であることを規定している。なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている圧力計の精度確認の周期を意味するものではない。

(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について

第4条関係

(1) [略]

(2) 第3号へ中「バルブを保護する措置」については、その構造及び材料がバルブを保護する上で適切なものであればよく、例えば、バルブを保護するためにキャップを設ける場合、当該キャップについて、金属製又はプラスチック製に限定するものではない。

(3) [略]

(10) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の運用及び解釈について

[新設]

[新設]

(11) 高圧ガス保安法施行令関係告示の運用及び解釈について

第4条関係

(1) [略]

[新設]

(2)